

## 平成26年度の委員会運営方法について

### 1 付議事件（平成24年度より）

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

＜平成25年度の調査・研究テーマ＞

新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方について

（参考：過去の特別委員会における調査・研究内容）

＜付議事件（平成23年度まで）＞

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する税財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること並びに時代の変化に即応する行財政改革及び指定管理者・独立行政法人・外郭団体に関する基本的事項の調査・検討を行うこと。

＜調査・研究テーマ＞ ※24年度については設定なし

【平成23年度：調査・研究テーマ】新たな大都市制度における都市内分権について

【平成22年度：調査・研究テーマ】水平的、対等な連携協力の可能性について

【平成21年度：調査・研究テーマ】新たな大都市制度の創設について

### 2 市会運営委員会（平成24年5月8日開催）での特別委員会運営方法に関する決定事項

- ・付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行う。
- ・委員会報告書は、付議事件に対する結論や一定の方向性を得たとき又は議員任期が満了するときに議長に提出するものとする。

### 3 平成26年度の調査・研究テーマ（案）

「少子高齢化の進行と人口減少社会における大都市の行財政制度のあり方について」（案）